

インボイス制度の準備のもれや遅れはないか、今一度チェックしてみましょう。

1. まず確認すること

【売手】① 令和5年9月30日までにインボイス発行事業者に登録する。

② 取引先に登録番号を通知する。

税務署による審査を経て登録が完了すると、登録番号が通知され、「適格請求書発行事業者公表サイト」にて公表されます。前もって必要な取引先に通知するとよいでしょう。

【買手】取引先の登録番号を集めて、管理する。

収集した登録番号は、取引先台帳に登録番号の13桁と登録日を記入する欄を追加するなど、管理しやすい場所を用意されるとよいでしょう。

2. インボイスとする書類の決定

【売手】① 日頃の取引の流れと、それに伴う書類の流れを、取引先ごとに把握したうえでどれをインボイスとするか決定する。

② インボイスの書式を整える。

右記の記載事項を満たしたものであればインボイスとすることができます。

- | |
|-------------------------------------|
| ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 |
| ② 取引年月日 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

3. 経費にもインボイスは必要？

【買手】経費をどう管理するのか、ルールを作りましょう。

会議や接待で支払った飲食代、タクシー代、配送費用、消耗品の購入代など、様々な経費の支払いが発生します。これらの経費についても、金額に関係なく、原則インボイスが必要で、役員や営業、総務など、経費支出に関わる担当者も含めた社内ルールを作成し、円滑に回収できるよう準備しましょう。

○簡易インボイスの場合も取り扱いは同じ

顧客が不特定多数である一定の事業者（下記）は、簡易インボイスを発行できます。

簡易インボイス発行可能事業者

- ・小売業
- ・飲食店業
- ・写真業
- ・旅行業
- ・タクシー業
- ・駐車場業
- ・その他これらの事業に準ずる事業で不特定多数の者に資産譲渡等を行う事業

例外① インボイスが免除されている場合

次の場合はインボイスの発行義務が免除されていますので、帳簿の保存のみで仕入税額控除が適用できます。

○インボイスの発行が免除される一例

- ・バス、電車、船舶など、公共交通機関による3万円未満の旅客の運送
- ・自動販売機における3万円未満の販売
- ・郵便切手を貼って郵便ポストに差し出された場合の郵便サービス
- ・税込1万円未満の値引きや返品

例外② インボイスの回収・保存が難しい経費

インボイスの保存が難しく、保存義務が免除されているケースもあります。こちらも帳簿の保存のみで仕入税額控除が適用できます。

○インボイスの保存が免除される一例

- ・入場券等（インボイスの記載事項を満たす）で、使用の際に回収されるもの
- ・従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当など